

わがまち特例対象資産一覧

No.	特例対象資産	取得時期等	H31. 4. 1専決	対象資産説明	課税標準の特例率
1	汚水処理または廃液処理施設 (法附則第15条第2項第1号) [条例附則第10条の2第1項]	H26. 4. 1～H32. 3. 31		水質汚濁防止法に規定する特定施設等 ・沈澱又は浮上装置、油水分離装置、 汚泥分離装置、ろ過装置など 本市該当なし	1/2
2	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (法附則第15条第2項第2号) [条例附則第10条の2第2項]	H26. 4. 1～H32. 3. 31		大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出等を抑制するための施設 ・活性炭利用吸着式指定物質処理装置 本市該当なし	1/2
3	下水道除害施設 (法附則第15条第2項第6号) [条例附則第10条の2第3項]	H24. 4. 1～H32. 3. 31		公共下水道施設の機能を損傷するおそれのある下水を排出する使用者が、政令で定める基準に従い下水による障害を除去するための装置 ・沈澱又は浮上装置、油水分離装置、 汚泥処理装置など 本市該当なし	3/4
4	雨水貯留浸透施設 (法附則第15条第8項) [条例附則第10条の2第4項]	H24. 4. 1～H33. 3. 31		浸水被害防止のため、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有し、特定都市河川浸水被害対策法に基づき知事の許可を要する施設 ・浸透性舗装、浸透ます、貯留施設など 本市該当なし	3/4
5	都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等 (法附則第15条第18項) [条例附則第10条の2第5項] 【都市計画税[附則第4項]該当】	H27. 4. 1～H31. 3. 31	H27. 4. 1～H33. 3. 31 期限延長・都市計画税該当	当該施設における道路、公園、広場等の公共施設並びに都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けた緑化施設又は通路等 ※都市再生緊急整備地域 仙台市、さいたま市、京都市など 本市該当なし	3/5 5年度分
5'	都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等 (法附則第15条第18項) [条例附則第10条の2第5項] 【都市計画税[附則第4項]該当】	H27. 4. 1～H31. 3. 31	H27. 4. 1～H33. 3. 31 期限延長・都市計画税該当	※特定都市再生緊急整備地域 札幌市、東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市 本市該当なし	1/2 5年度分
6	津波対策の用に供する償却資産 (法附則第15条第28項) [条例附則第10条の2第6項]	H28. 4. 1～H32. 3. 31		市と締結し管理協定の対象となった協定避難施設に係る避難用に供する償却資産 ・防潮堤、護岸、津波避難施設など 市の推進計画未策定	1/2 4年度分
7	指定避難施設の用に供する家屋（避難の用に供する部分） (法附則第15条第29項第1号) [条例附則第10条の2第7項]	H30. 4. 1～H33. 3. 31		指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の規定による避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路 県の津波災害警戒区域の指定なし	2/3 5年度分
8	管理協定が締結された協定避難施設の用に供する家屋 (法附則第15条第29項第2号) [条例附則第10条の2第8項]	H27. 4. 1～H33. 3. 31		津波災害警戒区域内に存する施設で、管理協定を締結した避難施設の用に供する家屋 県の津波災害警戒区域の指定なし	1/2 5年度分
9	管理協定が締結された協定避難施設の用に供する家屋 (法附則第15条第29項第3号) [条例附則第10条の2第9項]	H27. 4. 1～H33. 3. 31		津波災害警戒区域内に建設を予定又は建設中の施設で、管理協定を締結した避難施設の用に供する家屋 県の津波災害警戒区域の指定なし	1/2 5年度分
10	指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 (法附則第15条第30項第1号) [条例附則第10条の2第10項]	H30. 4. 1～H33. 3. 31		指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の規定による避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路 県の津波災害警戒区域の指定なし	2/3 5年度分

わがまち特例対象資産一覧

No.	特例対象資産	取得時期等	H31. 4. 1専決	対象資産説明	課税標準の特例率
11	管理協定が締結された協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 (法附則第15条第30項第2号) [条例附則第10条の2第11項]	H27. 4. 1～H33. 3. 31		津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定を締結した避難施設の用に供する償却資産 県の津波災害警戒区域の指定なし	1/2 5年度分
12	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (法附則第15条第32項第1号イ) [条例附則第10条の2第12項]	H28. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けていない再生エネルギー発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型太陽光発電設備 (出力1,000kw未満) 本市該当なし	2/3 3年度分
13	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (法附則第15条第32項第1号ロ) [条例附則第10条の2第13項]	H28. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けた風力発電設備 (出力20kw以上) 本市該当なし	2/3 3年度分
14	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (法附則第15条第32項第1号ハ) [条例附則第10条の2第14項]	H30. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備 (出力5,000kw以上) 本市該当なし	2/3 3年度分
15	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (法附則第15条第32項第1号ニ) [条例附則第10条の2第15項]	H30. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けた地熱発電設備 (出力1,000kw未満) 本市該当なし	2/3 3年度分
16	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (法附則第15条第32項第1号ホ) [条例附則第10条の2第16項]	H30. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備 (出力10,000kw以上20,000kw未満) 本市該当なし	2/3 3年度分
17	特定太陽光発電設備 (第1号イに掲げるものを除く) (法附則第15条第32項第2号イ) [条例附則第10条の2第17項]	H30. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けていない再生エネルギー発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型太陽光発電設備 (出力1,000kw以上) 本市該当なし	3/4 3年度分
18	特定風力発電設備 (第1号ロに掲げるものを除く) (法附則第15条第32項第2号ロ) [条例附則第10条の2第18項]	H30. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けた風力発電設備 (出力20kw未満) 本市該当なし	3/4 3年度分
19	特定水力発電設備 (第1号ハに掲げるものを除く) (法附則第15条第32項第3号イ) [条例附則第10条の2第19項]	H28. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備 (出力5,000kw未満) 本市該当なし	1/2 3年度分
20	特定地熱発電設備 (第1号ニに掲げるものを除く) (法附則第15条第32項第3号ロ) [条例附則第10条の2第20項]	H28. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けた地熱発電設備 (出力1,000kw以上) 本市該当なし	1/2 3年度分
21	特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの (法附則第15条第32項第3号ハ) [条例附則第10条の2第21項]	H28. 4. 1～H32. 3. 31		固定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備 (出力10,000kw未満) 本市該当なし	1/2 3年度分
22	浸水防止用設備 (法附則第15条第37項) [条例附則第10条の2第22項]	H26. 4. 1～H32. 3. 31		浸水想定区域内の地下街等の所有者等が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき設置した設備 ・防水板、防水扉、排水ポンプなど 本市該当なし	2/3 5年度分
23	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等 (家屋・償却資産) (法附則第15条第39項) [条例附則第10条の2第23項] 【都市計画税[附則第5項]該当 (家屋)】	H28. 4. 1～H32. 3. 31		市が策定する立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において、認定誘導事業者が誘導施設として整備した家屋及び償却資産 ※都市機能誘導区域設定：大崎市 本市該当なし	4/5 5年度分

わがまち特例対象資産一覧

No.	特例対象資産	取得時期等	H31.4.1専決	対象資産説明	課税標準の特例率
24	企業主導型保育事業に供する固定資産 (法附則第15条第44項) [条例附則第10条の2第24項] 【都市計画税[附則第6項]該当】	H29.4.1～H31.3.31	H27.4.1～H33.3.31 期限延長・都市計画税該当	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者等が、一定の保育施設に係る施設を設置する場合 ※企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立を資することを目的としている事業 湊水産・結の家(H30～H34)	1/2 5年度分
25	民間事業者が設置・管理する市民緑地に供する固定資産(土地) (法附則第15条第45項) [条例附則第10条の2第25項] 【都市計画税[附則第7項]該当】	H29.6.15～H31.3.31	H27.4.1～H33.3.31 期限延長・都市計画税該当	緑化推進法人等が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地 本市該当なし	2/3 3年度分
26	生産性向上特措法に規定する導入促進計画の認定を受ける中小企業者が導入する先端設備等(償却資産) (法附則第15条第47項) [条例附則第10条の2第26項]	H30.6.6～H33.3.31		生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物附属設備(60万円以上/14年以内) 本市該当なし	0 3年度分
27	サービス付き高齢者向け住宅 (法附則第15条の8第2項) [条例附則第10条の2第27項]	H27.4.1～H31.3.31	H27.4.1～H33.3.31	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅 該当要件 ・居住面積が全体の1/2以上 ・5戸以上 ・30～280㎡/戸 ・総務省令で定めた主要構造部 ・建築費補助金を受けていること 本市該当なし	2/3 5年度分
28	家庭的保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産) (法第349条の3第28項) [条例第61条の2第1項] 【都市計画税[第3条第2項]該当(家屋)】	H29.4.1～		家庭的保育事業の認可を受けた者が、直接当該事業の用に供する場合 ・保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら自身の居宅等において3歳未満児を保育する事業 本市該当なし	1/2
29	居宅訪問型保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産) (法第349条の3第29項) [条例第61条の2第2項] 【都市計画税[第3条第2項]該当(家屋)】	H29.4.1～		居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が、直接当該事業の用に供する場合 ・保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者(市の認定)による保育を行う事業 本市該当なし	1/2
30	事業所内保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産) (法第349条の3第30項) [条例第61条の2第3項] 【都市計画税[第3条第2項]該当(家屋)】	H29.4.1～		事業所内保育事業の認可を受けた者が、直接当該事業の用に供する場合 ※市の認可事業(地域型保育事業)の一つで、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業 本市該当なし	1/2